お引越しの手続きについて

☎ 燕・弥彦総合事務組合水道局　0256-77-9400（代表）

Q. 水道の使用開始は電話以外でも受け付けていますか？

A. 水道の使用開始や使用中止は、電話もしくは水道局窓口での受付となります。



Q. 水道の使用を開始するにはどうすればよいですか？

A. 使用を開始する３～４日前までに「使用者名義」、「使用開始日」などを水道局までご連絡ください。
　開栓作業や使用開始のお申し込みは、平日(祝祭日を除く)の午前８時３０分から午後５時１５分まで受け付けています。



Q. 水道の使用を開始するときに立会いは必要ですか？

A. 通常、立会いは必要ありません。ただし、水道メーターの位置が建物の中にある等により作業員が立ち入りできない場合には、立会いをお願いすることがあります。



Q. 市外、村外の使用開始を受け付けてもらえますか？

A. 水道事業は市町村等の自治体で独自に運営していますので、燕市と弥彦村以外の届け出はお受けできません。
　お使いになる地域の水道局（自治体）に届け出をお願いします。



Q. 月の途中で水道の使用開始や中止を行った場合、水道料金はどのようになりますか？

A. 定例日から次の定例日までの途中で水道の使用を開始、または中止した場合、使用日数が１５日以下のときは基本料金が２分の１になります。

※ 定例日・・・料金算定の基準日のことです。



Q. 引越しの何日前までに手続きを行えば水道が使用できますか？

A. 水道メーターの取付作業が必要になることもありますので、使用を開始する３～４日前までにお電話もしくは水道局窓口で届け出てください。



Q. 日曜日に入居するのですが、水道は使用できますか？

A. 水道局の休業日には訪問は行いませんので、前営業日、または翌営業日での対応とさせていただきます。

※ 年末・年始、土日祝祭日は営業していません。



Q. 水道の使用を中止するにはどうすればよいですか？

A.「検針のお知らせ票」などに記載された「お客様番号」をご確認のうえ、使用を中止する前に「使用中止日」、「精算方法」、「転居先住所」をお電話もしくは水道局窓口で届け出てください。



Q. 水道の使用を中止するときに立会いは必要ですか？

A. 通常、立会いは必要ありません。ただし、水道メーターの位置が建物の中にある等により作業員が立ち入りできない場合には、立会いをお願いすることがあります。



Q. 水道の使用を中止するときの精算にはどのような方法がありますか？

A. 次の方法があります。

- 納入通知書の郵送先を引越し先などに変更
- これまで水道料金をお支払いただいていた口座からの引き落し



Q. 精算料金の口座振替日はいつになりますか？

A. お客さまが使用を中止する日によって精算料金の口座振替日は変わります。
くわしくは水道局へお問い合わせください。



Q. 下水道の使用を中止するには別の届け出が必要ですか？

A. 下水道の使用中止は上水道と同時に受付しますので別の届け出は必要ありません。



Q. 水道局の受付時間は何時から何時までですか？

A. 平日（祝祭日を除く）の午前８時３０分から午後５時１５分まで受付を行っています。

